

転入に関するおまな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「本人確認書類」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
 ※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番（042）		
住所 戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書のいずれかをお持ちの方	・カードの住所変更	（お持ちの方）・マイナンバーカード・在留カード ・住民基本台帳カード・特別永住者証明書	市民課 （本庁舎 1 階） 出張所 ※電子証明書の 手続きは本庁のみ	338-6823	
		前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードの再申請	本人確認書類	市民課 （本庁舎 1 階）		
		印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※お問い合わせください			
保険 年金		国民健康保険に加入する方（74 歳以下の方）	・国民健康保険の加入 ・保険証書の交付 （後日郵送となる場合あり）		市民課 保険年金課 （本庁舎 1 階） 出張所	市民課 338-6823 保険年金課 338-6824	
		→ 転入日よりあとに勤務先の健康保険（任意継続含む）の資格が切れた方	・国民健康保険の加入・保険証書の交付 ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書（退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可） マイナンバー	保険年金課 （本庁舎 1 階） 出張所	338-6824	
		→ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方で、「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」をお持ちの方	「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」の提出	・特定同一世帯所属者証明書（お持ちの方） ・旧被扶養者異動連絡票（お持ちの方）	保険年金課 （本庁舎 1 階）	338-6824	
		→ 各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証などの申請 ・特定疾病療養受療証の申請	・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・世帯主と被保険者のマイナンバー ・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・前住所地の特定疾病療養受療証・世帯主と被保険者のマイナンバー			
		後期高齢者医療制度に加入している方（75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方）	手続きは不要（後日新しい後期高齢者医療資格確認書を郵送）				
		→ 都外から転入した方	・「後期高齢者医療負担区分等証明書」の提出	前の住所地で発行された後期高齢者医療負担区分等証明書	338-6807		
		→ 資格確認書への限度額区分の記載を希望される方など、手続きが必要な方	・資格確認書への限度額区分の記載・特定疾病療養受療証の交付・送付先の変更などの申請	・（お持ちの方は）旧住所の特定疾病療養受療証 マイナンバー ※都内からの転入で今まで認定証を持っていた方は申請不要			
		国民年金の加入手続きが必要な方 →日本に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての方。ただし、厚生年金加入者やその方に扶養されている配偶者は除く （例） ・退職等により勤務先の厚生年金の資格を喪失した方 ・配偶者の扶養をはずれた方	・国民年金の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 ※勤務先の任意継続保険に加入する場合も、国民年金の手続きは必要 ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度がありますが、出張所では手続きができません	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書（退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可） ・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 ※国民健康保険の加入と同時に手続きする場合は、証明書の兼用可	保険年金課 （本庁舎 1 階） 出張所	338-6844	
		国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要	保険年金課 （本庁舎 1 階）		
		年金を受給中の方	年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※厚生年金の方は府中年金事務所へ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ			
	海外から転入した方の年金 ・海外在住時に国民年金に任意加入していた方 ・帰国した方、外国人の方	国民年金の加入 ※厚生年金や共済年金に加入中の方、国民年金第 3 号被保険者の方は除く	・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 ・（外国人の方は）パスポート、在留カード				
高齢		65 歳以上の方	※手続きは不要（後日新しい介護保険証を郵送）		介護保険課 （本庁舎 1 階）	338-6907	
		→ 前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の継続 ※転入日より 14 日以内	前の住所地で発行された介護保険受給資格証明書			
	（参考）70 歳以上の方でシルバーパスの購入を希望する方	東京都シルバーパスの購入 ※すでにお持ちの方は住所変更の手続きが必要です くわしくは、東京バス協会（電話 03-5308-6950）または公式サイト「東京都シルバーパスのご案内」をご覧ください ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所（関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口）電話 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所（南野 1-1-1）電話 042-357-0031			高齢支援課 （本庁舎 1 階）	338-6923	
障がい		障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	各種手帳（身体障害者手帳はマイナンバー必須）	障害福祉課 （本庁舎 1 階）	338-6903	
		障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	各種手当・助成の相談・申請	※お問い合わせください			
		交通費助成（ガソリン費・タクシー費）やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	各種助成の相談・申請	※お問い合わせください			
	障害福祉サービスを利用している方	障害福祉サービス利用の相談・申請	※お問い合わせください		338-6847		
税・ 料金		税・料等の口座振替を希望する方	市税の口座振替の申請 【問い合わせ先】 市税は納税課（2 階） 国民健康保険税は保険年金課（2 階） 後期高齢者保険料は保険年金課（1 階）	・キャッシュカード・本人確認書類 ※家族カードなど手続きできないカードもあります ※対応金融機関など詳しくはお問い合わせください	納税課 （本庁舎 2 階） 保険年金課 （本庁舎 2 階） 保険年金課 （本庁舎 1 階）	338-6852 338-6934 338-6807	
		海外から転入される方等で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任 / 廃止	市民税に関する問い合わせ 電話 338-6821 固定資産税に関する問い合わせ 電話 338-6838		-	
		原動機付自転車（125cc 以下のバイク）、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	登録変更手続き	※お問い合わせください		課税課 （本庁舎 2 階）	338-6832
		軽二輪、二輪の小型（125cc 超のバイク）を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033			-	
		軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			-	
		上下水道を使用する方	使用開始申込み（ご契約）	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100（ナビダイヤル）			-
	こども		0 歳～就学前のお子さんがある方	新生児訪問・乳幼児健診・予防接種等の相談・手続き	※お問い合わせください	こども家庭センター （健康センター内） ※予防接種は健康推進課	376-9177 ※ 376-9111
		東京都外からの転入で、妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳（親子健康手帳）・前住所地の妊婦健康診査受診票			
		0 歳～高校生等のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員の世帯の方は勤務先で申請 ※転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に申請してください 子ども医療費助成の相談・申請	・請求者の通帳 ・健康保険の資格が確認できるもの（請求者）（★1） ・請求者・配偶者のマイナンバー ※必要なものがそろっていない窓口へお立ち寄りください ・健康保険の資格が確認できるもの（子）（★1）	子ども・若者政策課 （本庁舎 4 階）	338-6851	

★1 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーの資格情報画面等

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)
		小学生・中学生のお子さんがいる方	転入学手続き ※外国籍の方は外国人就学願 学校給食申込手続き	前籍校の転校書類 ※転入学手続き後に転校先の学校に提出 ※お問い合わせください	学校支援課 (ヘルプ永山4階) 338-6876
		→ 多摩市立小・中学校に転入・在籍するお子さんがいる方	就学援助費の申請	※お問い合わせください	
		→ 多摩市立小・中学校、義務教育学校、都立の中等教育学校の中等部に在籍するお子さんがいる方	就学奨励費の申請	※お問い合わせください	
		→ 公立小・中学校の特別支援学級に在籍するお子さんがいる方	在籍校届出書の提出	私立学校の学生証または在学証明書	
		→ 私立学校等に在籍しているお子さんがいる方	多摩市立学校に就学しない届出書	(特になし)	
		→ 居住の実態が海外にある方	前住所地で区域外就学の届出	※前住所地の教育委員会へお問い合わせください	
		→ 前住所地の学校に通学するお子さんがいる方	特別支援学級等への入級相談	※お問い合わせください	
		→ 特別支援学級等を考えている方	学童クラブ入所申請	・学童クラブ入所申請書・各種証明書 ※お問い合わせください	教育センター 372-1010
		学童クラブの利用を希望する方	住所変更の手続き、入園相談	※お問い合わせください	児童青少年課 (本庁舎4階) 338-6884
		保育園・幼稚園に入園しているお子さんがいる方、入園を希望する方	各制度の相談・申請	※お問い合わせください	子ども・若者政策課 (本庁舎4階) 338-6850 338-6851
		ひとり親の制度(児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか)を受けていた方			
		ごみの出し方のご案内	(ごみ・資源収集カレンダー)		エコプラザ多摩 または エコ・フレンドリー窓口 (本庁舎1階) 338-6836
		犬を飼っている方	犬の登録変更手続き	前の住所地で発行された鑑札(保有している場合) マイクロチップ番号がわかる書類等(マイクロチップ登録されている場合) ※再交付手数料がかかる場合あり	環境政策課 (東庁舎1階) 338-6952
		市営住宅に入居を希望する方	入居の相談	※お問い合わせください ※入居者募集は広報及びホームページで随時お知らせします	都市計画課 (東庁舎2階) 338-6817
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	①氏名・住所、②健康保険の資格(資格確認書、資格情報のお知らせ)に変更があった場合 変更届の記入	①変更後の住民票(1ヶ月以内に作成されたもの)、②健康保険の資格が確認できるもの(★1)の写し、①②マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎2階) 400-0468
		被爆者健康手帳をお持ちの方	変更届の記入	※お問い合わせください	
		被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方	(都内転居の場合) 変更届の記入 (他県からの転入の場合) 健康診断受診票の交付申請が可能	※お問い合わせください	

★1 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーの資格情報画面等



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

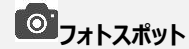
開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2025年10月発行

手続きチェックリスト 転入

多摩市にお引越された方へ
～ようこそ多摩市へ～



フォトスポット

ハローキティの「ウェルカムボード」で記念写真を残しませんか
設置場所：本庁舎地下1階および多摩センター駅出張所

まずはじめにする手続きは、**転入届**を市民課(本庁舎1階)または出張所へ提出

※実際に住み始めてから14日以内に届け出てください

《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

《届出に必要なもの》

1. 本人確認書類
2. 転出証明書
※外国から転入される方はパスポート・入国日が確認できるもの及び戸籍謄本・戸籍の附票(3か月以内に発行のもの)を持参
3. 委任状(代理人)
4. マイナンバーカード
5. 住民基本台帳カード
6. 介護保険受給資格証明書等
7. 後期高齢者医療負担区分等証明書
※都外から転入の該当者
8. 在留カード
9. 特別永住者証明書
※4～9はお持ちの方のみ

転入手続きにおける本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類(原本)の提示が必要です。
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りです。

【1点で確認できるもの】

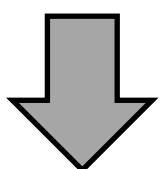
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書

【2点必要なもの】

健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは・・・

- ①代理人の方の本人確認書類の提示が必要です。
- ②委任者本人が署名した委任状をご持参ください。(※本人が署名できない事情があるときは、事前にご相談ください。)
 - ・委任状に不備があると受付できない場合があります。委任する権限を明確にご記入ください。
 - ・委任状の有効期限は作成日から3ヶ月です。
 - ・多摩市公式ホームページから委任状の様式をダウンロードできます。
- ③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります